

# 尾張旭市災害廃棄物処理計画 概要版

平成 30 年 3 月

## 1 計画策定の背景及び目的

本市が属する地域では、南海トラフ地震等の巨大地震の発生、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加等により、災害発生のリスクが高まっています。

このような災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、市民の健康と安全の確保、生活環境の早期回復等を図ることを目的に、尾張旭市災害廃棄物処理計画（本計画）を策定するものです。

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月策定）」に基づき、「愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月策定）」及び「尾張旭市地域防災計画」との整合を図り策定します。

## 3 対象とする災害

対象とする災害		説明	
地震災害	南海トラフ地震 過去地震最大モデル	南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデル	
		風水害	尾張旭市風水害ハザードマップに基づく浸水被害
		内水氾濫	平成 12 年 9 月発生の東海豪雨、平成 20 年 8 月発生の集中豪雨による被害区域を参考に、今後これと同程度の雨がいった場合に、川の水位が上がることで、住宅地や田畑の雨水の排水が難しくなり浸水することが想定される区域
		洪水	平成 20 年に水防法の規定により愛知県が指定した矢田川氾濫想定区域

## 4 対象とする災害廃棄物

区分	種類
① 被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿
② 災害によって発生する廃棄物等	可燃混合物、不燃混合物、柱角材等、コンクリートがら、金属くず、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車等、有害廃棄物、その他処理が困難な廃棄物（消火器、石膏ボード等）

## 5 廃棄物処理施設

### ■ ごみ

本市のごみは、瀬戸市、長久手市及び本市で構成する尾張東部衛生組合（一部事務組合）で共同処理を行っています。尾張東部衛生組合は、晴丘センター（焼却施設・粗大ごみ処理施設）と一般廃棄物最終処分場で構成市のごみを処理しています。

## ■ し尿

本市のし尿は、長久手市及び本市で構成する尾張旭市長久手市衛生組合（一部事務組合）で共同処理を行っています。尾張旭市長久手市衛生組合は、し尿・浄化槽汚泥処理施設の香流苑と昭和苑で構成市のし尿等を処理しています。

## 6 災害廃棄物処理の基本方針

本計画では、次の「5つの方針」を災害廃棄物処理の基本方針とします。

基本方針1	事前対策の推進	仮置場候補地選定、仮設トイレ確保、市民周知等の事前対策を推進
基本方針2	市民の生活環境の確保	粉塵・悪臭対策、避難所ごみやし尿の防疫対策等、生活環境の確保
基本方針3	迅速な撤去及び処理	市民生活の衛生確保、復旧・復興の観点から、優先度の高いものから迅速に撤去・処理
基本方針4	分別・リサイクルの推進	分別ルール徹底、再利用・再資源化、リサイクル推進、埋立処分量削減
基本方針5	関係機関との連携	愛知県、周辺市町村、関係事業者等との協力体制の整備を推進

## 7 組織体制・協力支援体制

### ■ 庁内

本市の非常配備体制に基づき、災害対策本部防疫班（環境課）、清掃班（環境事業センター）を中心に行います。また、災害廃棄物の処理には様々な業務の連携が必要なため、災害廃棄物特別担当組織を設置します。

### ■ 地方自治体・民間事業者

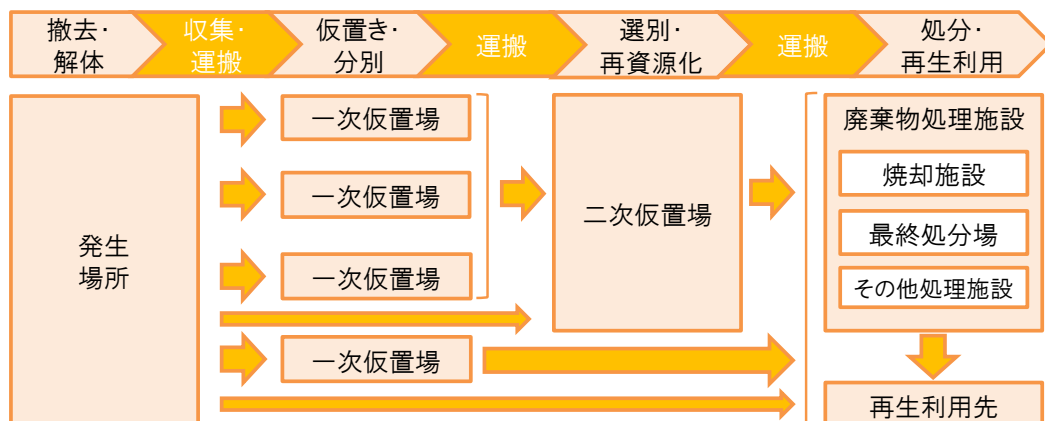
本市は、地方自治体・民間事業者と様々な災害時の応援に関する協定を締結していることから、発災時には被害状況に応じて協力・支援を要請します。

### ■ 広域的な連携

周辺市町村とは、被害状況等に応じて、愛知県の調整により相互協力体制を検討します。また、県域を越えた広域体制については、環境省中部地方環境事務所による中部ブロック広域連携計画に基づき、愛知県を通じて相互協力体制の構築を図ります。

## 8 災害廃棄物（ごみ）処理の流れ

災害廃棄物の処理は、概ね3年以内としますが、可能な限り早期完了を目指します。発生場所から撤去された災害廃棄物の多くは、仮置場に運び、その後、選別・再資源化を行い処分・再生利用を図ります。



### ■ 地震災害

尾張旭市地域防災計画で独自に算出している被害想定を基に、災害廃棄物発生量（建物被害）を71,822トンと推計しています。

### ■ 風水害

尾張旭市風水害ハザードマップの想定浸水範囲と浸水深による床上・床下浸水の推計を基に、災害廃棄物発生量は、内水氾濫74トン、洪水49トンと推計しています。

#### ● 地震及び被害想定災害

項目	想定する被害
最大震度	5強～6弱
死者数	17人
負傷者	426人
建物全壊棟数	418棟
建物半壊棟数	1,052棟
避難所への避難者	4,131人

#### ● 地震災害による災害廃棄物発生量（推計）

建物被害	発生量（トン）	災害廃棄物の種類	発生量（トン）
全壊	50,632	可燃混合物	15,612
半壊	21,190	コンクリートがら	36,525
合計	71,822	金属くず	2,161
		不燃混合物	17,524
		合計	71,822

#### ● 風水害による浸水被害想定

被害想定	
内水氾濫	床下浸水 928棟
洪水	床下浸水 618棟

#### ● 風水害による災害廃棄物発生量（推計）



災害廃棄物の種類	発生量（トン）	
	内水氾濫	洪水
可燃混合物	65	44
金属くず	1	わずか
不燃混合物	8	5
合計	74	49

本計画で対象とする廃棄物には、「①被災者の生活に伴う廃棄物」と「②災害によって発生する廃棄物等」があり、発災後、種類ごとに速やかに生活圏から災害廃棄物を撤去し、仮置場等に収集・運搬することが重要です。避難所については、生活環境悪化を防止するため、発災の翌日にはし尿の収集運搬を、3～4日には避難所ごみの収集運搬の開始を目指します。

区分	種類
① 被災者の生活に伴う廃棄物	可能な限り平常時と同じ分別を行い、委託事業者と市直営で収集運搬を行う。被災状況により委託業者や市直営による収集運搬が困難な場合は、許可業者、他自治体等に支援を要請する。
② 災害によって発生する廃棄物等	平常時と異なり、建物の倒壊物や粗大ごみが大量に発生し、平常時の収集運搬では対応できないため、被災状況に応じて産業廃棄物処理業者、他自治体等に平積みダンプ等の収集運搬車両・重機等の支援を要請する。

## 11 仮置場

本市の災害廃棄物発生量から算出した仮置場に必要な面積は 11,061 m<sup>2</sup>と推計します。本市の仮置場予定地の使用可能面積は 1,000 m<sup>2</sup> (平子町東地内) のため、十分な面積が確保できていません。そのため、平常時から公有地 (公園、グラウンド等) のオープンスペースをリストアップし、発災後、被災状況に合わせて他の利用用途 (自衛隊等の滞在拠点、仮設住宅建設予定地等) と調整し、仮置場を設置します。

名称	説明	イメージ
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋等から排出された災害廃棄物や、生活空間等に散乱した災害廃棄物を搬入し、一時的に集積する場所。</li> <li>発災後、速やかに被災地域近郊の空地等に設置し、二次仮置場又は処理施設への搬入が完了するまでの期間、受入れを行う。</li> <li>廃棄物の分別保管を行うとともに、必要に応じて、重機等を用いた粗選別を行う。</li> </ul>	
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の保管、機械破砕選別、再資源化等を行う場所。一次仮置場より広い場所とする。</li> <li>パッカー車やダンプトラック等がアクセスできる通路が確保できる場所とする。</li> <li>設置期間は、災害廃棄物処理が完了までとする。</li> <li>必要に応じて、仮設焼却炉を設置して焼却処理を行う。</li> </ul>	

## 12 災害廃棄物 (ごみ) の処理可能量

災害廃棄物 (ごみ) は、尾張東部衛生組合の一般廃棄物 (ごみ) 処理施設において、原則平常時と同じ分別と処理を行います。

晴丘センターでの処理可能量は 47,112 トン/3 年、一般廃棄物最終処分場での処理可能量は 129,948 トンと推計します。

想定を上回る被害が発生し、尾張東部衛生組合の施設での処理が困難な場合は、愛知県や周辺市町村等に支援を要請します。また、平常時より尾張東部衛生組合と構成市が連携し、安全性の確認を行いながら、災害廃棄物の分別・処理方法について協議を行います。

### ■ 晴丘センター

想定震度	発災1年目の稼働率	稼働率低下を考慮した処理能力 (トン/年)		災害廃棄物処理可能量 (トン/年) 上段: 年処理量、下段: 処理量累計			災害廃棄物処理可能量 (トン/3 年)
		1 年目	2 年目以降	1 年目	2 年目	3 年目	
6 弱	97%	81,480	84,000	14,024 14,024	16,544 30,568	16,544 47,112	47,112

### ■ 一般廃棄物最終処分場

埋立容量 (m <sup>3</sup> )	残余容量 (m <sup>3</sup> /トン)	年間埋立量実績 (10 年分) (トン)	埋立可能量 (トン)
200,000	139,625 / 164,758	34,810	129,948

## 13 処理困難物

災害時は、消火器、ボンベ類等の危険物や地方公共団体の施設では処理が困難なものが、災害廃棄物として排出されます。

これらの処理困難物は、晴丘センター及び一般廃棄物最終処分場では原則処理ができないことから、処理困難物毎の回収方法や排出方法等を検討し、必要な廃棄物処理業者等との連携体制の具体化を進めます。

## 14 し尿の処理

し尿発生量は、①汲み取り対象世帯での発生量、②避難所での発生量、③断水世帯での発生量、を推計した結果、発災から1週間程度は、1日あたり52,188リットル、発災1ヶ月後は1日あたり1,914リットル発生する見込みです。

また、発災から1週間程度は、仮設トイレの必要基数は755基、バキューム車の必要台数は延べ15台（仮に1日1台あたり3回収集すると仮定した場合でも最低5台）と推計します。

し尿の処理は、平常時と同様に昭和苑と香流苑での処理を原則としますが、処理能力が不足する場合は、本市の下水道処理施設による処理を検討したり、「災害時の一般廃棄物処理及び下水道処理施設に係る相互応援協定に関する協定」に基づき、近隣自治体等への支援の要請を行います。

### ● し尿発生量の推計結果

区分	発災から1週間程度	発災1ヶ月後
汲み取り対象世帯での発生量（リットル/日）	1,471	1,543
避難所での発生量（リットル/日）	5,783	371
断水世帯での発生量（リットル/日）	44,934	0
合計（リットル/日）	52,188	1,914

仮設トイレ必要基数（基）	755	6
バキューム車必要台数（台/日）	15 5×3回	1

## 15 避難所ごみ等の処理

本市の指定避難所におけるごみ発生量を推計した結果、発災から1週間程度は、1日あたり2.96トン、発災1ヶ月後は1日あたり0.19トン発生する見込みです。

収集運搬及び処理にあたっては、生ごみなど衛生上問題があるものから優先的に回収を行います。

避難所ごみは、尾張東部衛生組合の一般廃棄物（ごみ）処理施設において、原則平常時と同じ分別と処理を行います。平常時より尾張東部衛生組合と構成市が連携し、安全性の確認を行いながら、災害廃棄物の分別・処理方法について協議を行います。

## 16 本計画の推進等

- ・ 平常時より、災害時の応援に関する協定を締結している地方自治体・民間事業者との連携を図ります。
- ・ 想定を上回る被害発生により、廃棄物処理施設での処理が困難となる場合に備え、広域処理の検討や地方自治体・民間事業者との新たな協定の締結など、災害時の相互応援協力体制を強固なものとしします。
- ・ 平常時より、職員に対して本計画の記載内容を周知するとともに、市非常配備体制と連携しながら災害廃棄物に関する教育・訓練を継続的に実施します。
- ・ 平常時より、一部事務組合と構成市が連携して、災害廃棄物の分別・処理方法について協議を行います。
- ・ 国や愛知県、市町村における廃棄物対策や防災対策の進捗、災害廃棄物対策の事例、廃棄物処理技術の進展、本計画の進捗状況を踏まえ、随時本計画の検証・見直しを行います。